

もばら後見支援センターが行う業務内容

センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また、多くの方に利用していただくため、次のような業務を行っています。

法人後見の受任業務

家庭裁判所の審判により、茂原市社会福祉協議会が法人として後見事務を行います。個人が成年後見人になる場合と比較し、社会福祉協議会が受任する場合、継続的かつ複数の人間が協働及び相互監視して組織的に事務が遂行できるという、安定したメリットが挙げられます。

成年後見人制度に関する広報、啓発活動

成年後見制度について、広く住民の理解を図るため、地域への「成年後見制度に関する出前講座」を行います（公民館等を利用した質問のしやすい規模の会場を想定しています）。

成年後見人制度に関する相談支援

成年後見制度の相談窓口のひとつとして、制度利用に関する相談をお受けします。

こんな業務も行っています。
日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用対象とならない程度の判断能力の方で、頼れる親族がいなかったり、外出が困難などの理由により、日常生活を送ることが難しい高齢、障がいの方に対して、安心して在宅や施設で生活することができるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。（成年後見制度とは別の事業です。）



アクセス

【電車】 JR「茂原駅」下車 徒歩5分



社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会
もばら後見支援センター

茂原市町保13-20(茂原市総合市民センター内)
TEL/0475-23-4333 FAX/0475-23-6538
HP <http://www.mobara-shakyo.or.jp>
e-mail info@mobara-shakyo.or.jp

もばら^{こうけんしえん}後見支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分なため、自分ひとりでは契約や財産の管理などを行うことが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」利用の相談、助言を行います。



このようなときは、お気軽にご相談ください。

☎0475-23-4333

社会福祉法人
茂原市社会福祉協議会



成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度の種類

		対象となる人	支援の内容
法定後見制度	後見	判断能力がほとんどありません 日常的な買物も自分ではできません。重度の認知症で、常に介護が必要な状態です。	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為（財産管理や身上監護）を代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。
	保佐	常に援助が必要です 日常的な買物はできますが、重要な財産行為はできません。本人が自覚しない物忘れが、しばしばあります。	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。「重要な法律行為」に同意したり、取り消したりします。
	補助	援助が必要な場合もあります 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要があります。物忘れがあり、本人にもその自覚があります。	開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要です。申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。申立時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意したり、取り消したりします。
任意後見制度	ひとりで決められます 現在は大丈夫ですが、将来の不安に備えたいと思います。	公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上監護に関する法律行為を代わって行います。	

後見人等の役割と後見人等ができないこと

〈後見人等の役割〉

財産管理

- 通帳や権利証などの保管
- 収支の管理
- 重要な財産の管理
- 金融機関との取引
- 年金や賃料等収入の受領

身上監護

- 本人の住居に関すること
- 医療の契約などに関すること
- 介護の契約に関すること
- 施設入退所に関すること

〈後見人等ができないこと〉

- 本人に代わって、婚姻・離婚・養子縁組を決めること
- 身元保証人
- 医療行為の同意
- 掃除・洗濯、介護や看護

支援開始までの流れ



申立て

- この制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てする必要があります。
- 申立ては、本人以外に、配偶者や4親等内の親族、市町村長、検察官が申し立てることができます。

成年後見制度の利用にかかる費用

- 申立てにかかる費用（原則として申立人が負担します）
 - …申立てにかかる印紙や切手など（1万円弱）の他、医師の診断書に費用がかかります。また精神鑑定が必要な場合、プラス5万～10万円ほどかかります。
- 後見人等が選任されてから（本人が負担します）
 - …後見人等への報酬がかかります。本人の資産等の状況を見て、家庭裁判所が報酬の有無と額を決めます。